

(対 大臣・副大臣・政務官)
10月26日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
吉田 宣弘 議員(公明)

6問 裁判官、検察官の育児休業については、個別の事情に応じた丁寧な対応が必要と考えるが、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 裁判官については、本法案が成立した場合には、裁判所において、その内容の周知を図るなどして、引き続き育児休業制度の適切な運用が行われるものと承知。
- ・ 検察官については、これまでも育児休業制度の適切な運用に努めてきたところであるが、引き続き、個別事情に配慮しつつ、育児休業制度の適切な運用に努めてまいりたい。

〔結論〕

- ・ 裁判官及び検察官について、仕事と育児の両立を支援する観点から、個別の事情に応じた育児に専念できる環境が整備されることは重要であると認識。
- ・ 裁判官については、本法案が成立した場合には、裁判所において、その内容の周知を図るなどして、引き続き育児休業制度の適切な運用が行われるものと承知。
- ・ 検察官については、これまでも育児休業制度の適切な運用に努めてきたところであるが、引き続き、個別事情に配慮しつつ、育児休業制度の適切な運用に努めてまいりたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯 】